

第5回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年8月10日(水) 午後3時から午後4時30分

2. 開催場所 本庁3階 301・302会議室

3. 出席委員 (19名)

持山 英幸 会長	平田 昇 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員
北原 康徳 委員	行武 芳明 委員
岡部 貢 委員 (欠席)	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員
平山 雅章 委員	八尋 徳幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員 (欠席)
メ野 芳江 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 平成28年8月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

上田 忠夫 委員、 行武 芳明 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第5回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番岡部委員、21番池松委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。14番 上田委員と15番 行武芳明委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～4を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>議案第1号 平成28年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 平成28年8月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとお</p>

	<p>り審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成28年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はございませんか。</p>
7番	<p>お尋ねなんです、1番の売買料金の原価の件ですが、30万というのは値段的にどうなのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ここはですね、大阪に在住されている方の農地です。2番と3番も同じ方ですが、1番についてはですね、非常に状況が悪くなく荒れている所になりますので、なかなか買い手がつかなかった所で、金額がいくらでも早く手放したいという気持ちがあったそうで反当り30万という金額がでていると聞いております。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>議案第1号は賛成多数にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、譲渡人から申請地を購入して住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積128.12㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります、既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>

議 長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。
10番	現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
議 長	道路の方に上下水道が通って汚水関係もそちらの方に流されます。境界よりも30cm引っ込んで建てられるという事で別に問題はないかなと思います。以上です。
議長代理	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
議 長	奥の方に農地があるんですが、横に取付道路が作られるので支障はないと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようでございますので、採決に移ります。
	議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。
事務局	次にまいります。議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
	(番号2を読み上げる)
	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。
	医薬品製造販売業の譲受人は、敷地内の従業員駐車場として使用している箇所に新たに建物を増築するため、従業員駐車場が不足することになります。その不足分を補うために、申請地を購入し駐車場として整備する目的での転用申請です。駐車場は42台分の計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。
	次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に本田脳神経外科とくさば内科があり、西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。
	一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。
7番	現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
議 長	譲受人の工場がある向かい側に譲渡人の畑があり、こちらを有償で駐車場として売っても良いとの事で話しがきました。問題はないと思いましたので印鑑を押しました。以上です。
議長代理	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
議 長	別にありません。
議 長	私から質問ですが、夜間の外灯の件ですが何かきいてありますか？駐車場なので外灯がつくのではないのでしょうか？
7番	そこまでは、聞いておりません。

議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいで手狭となっている為、申請地を借り受けて住宅を建築される目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積109.3㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>譲受人は譲渡人の娘のご主人です。自分達、二人なのでいずれ近くにいてもらった方が良いとの事で申請が出ています。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>8ページを見てもらったら分かると思うんですけど、申請地の裏に農地があるんですけども、入る道路がなくて、9ページの真ん中あたりが申請地なんですけどその横に分筆して取付道路を作られると聞いております。その為、奥の農地が生きていくと判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、譲渡人から申請地を購入して住宅を建</p>

	<p>築する目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積139.94㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
20番	<p>この申請については、昨年隣の農地の転用申請が行われていました。その前にも1回行なわれていて、これが3回目で全面積が終わったという感じですが、最初、一緒にすれば簡単に出るのではないかと私は思ったんですが、何か規定があって3回に分けてしてあるようです。内容につきましては、南側に高さの高い断崖がありますので、断崖まではいきませんが、そういう事で、住宅の割には道をよくとってあります。内容については、上水道、下水道ともにそばにありますので、問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第2号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、譲渡人から申請地を譲り受けて住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積110.47㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
14番	<p>譲受人は、譲渡人の娘さんで建築される所は譲渡人の家の近くです。図面を見て頂くと分か</p>

	<p>ると思いますが、前の方に家を建てられて後ろの方は畑として利用するとの事です。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号5に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第2号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号6を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、譲渡人から申請地を譲り受けて住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、鉄骨コンクリート2階建て、建築面積88.07㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に山口歯科と宮田クリニックがあり、東側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号の番号6について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>譲渡人宅の横に畑がありまして、親子関係にありまして、こちらに家を建てたいという事で2階建ての家が建つという事でしたので、現況を見に行きましたら、排水等、上水道等は設けますという事ですので問題はないかという事で印鑑を押しました。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号6に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号6は全員賛成にて可決を致します。</p>

事務局	<p>次にまいります。議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書8ページをお開きください</p> <p>議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める (番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 八尋委員、倉掛委員 場所につきましては、別紙の配置図、20ページをご覧ください。 (番号2を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 八尋委員、倉掛委員 場所につきましては、別紙の配置図、21ページをご覧ください。 (番号3を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 川上委員、上田委員 場所につきましては、別紙の配置図、22ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます</p>
議長	<p>議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号 に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第5回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 30 終了</p>